

平成 29 年 5 月 ●● 日

2017 年度日本ジオパークネットワーク正会員新規加盟認定及び ユネスコ世界ジオパーク国内推薦審査 審査方針及び手順（案）

日本ジオパーク委員会

1. 日本ジオパーク委員会の審査に対する考え方

ジオパークプログラムは、ジオヘリテイジ（地質学的遺産）の保全と活用によって、地域の持続可能な開発を目的としているもので、ジオパークはその実践を行う地域である。ジオパークの基本的な考え方は、国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme: IGGP）の定款とガイドラインによる。日本ジオパーク委員会は、その定款・ガイドラインに基づいて、審査を行っている。

ユネスコ世界ジオパークの国内推薦審査は、日本ユネスコ国内委員会からの認証に基づき日本におけるユネスコ世界ジオパーク事業の登録審査業務に関して権限を持つナショナルコミッティである日本ジオパーク委員会が行う。国内推薦審査事業は、「我が国におけるジオパーク・ナショナル・コミッティの運営業務」の一環として、平成 29 年度文部科学省日本／ユネスコパートナーシップ事業により行われる。

日本ジオパークネットワークの正会員新規加盟認定審査においては、ジオヘリテイジの価値の評価と、その保全、活用の仕組みと取組について審査をする。活動主体の姿勢については、次のような考えに基づいて審査をしている。「ジオパークを目指す地域は、持続可能な地域社会の実現のために、ジオパークとして、その地域にあったやり方で住民、行政、研究者などの関係者が、ともに考え続けているか。また、そのために、これまでのやり方を変える覚悟があるか」。

ユネスコ世界ジオパークや日本ジオパークでは、上述の目的を達成するため様々な実践が行われている。審査を受ける地域は、こうした活動の成果を十分に踏まえたうえで、世界や日本のジオパーク活動の質をこれまで以上のものにする活動を示す必要がある。

2. 対象地域

- ・ ユネスコ世界ジオパーク国内推薦審査：立山黒部ジオパーク
- ・ 日本ジオパークネットワーク正会員新規加盟審査：国引き、土佐清水、十勝岳、那須烏山

3. 新規認定審査で評価するポイント

- ・ 活動主体が、ジオパークの考え方を十分に理解しているか。
- ・ 活動主体が、地域の地球科学的環境について理解しているか。
- ・ 活動主体が、地域のジオヘリテイジについて理解し、保全し、その価値を伝えているか。
- ・ 活動主体が、ジオツーリズム等の方法によって、地域の地学的資源の活用をはかろうとしているか。
- ・ ジオパークの活動を今後、進めていくための仕組み、体制ができているか。
- ・ これまでに申請地域で行われてきた研究、保全、教育、ジオツーリズム等の事業や活動が、日本ジオパークになることにより、より発展することが見込めるか。
- ・ 認定以降に始めようとしている事業や活動が、ジオパークの理念に照らして適切かどうか。
- ・ これまで行われてきた、地域のジオヘリテイジの保全活動や、防災・減災活動の内容。

4. ユネスコ世界ジオパーク国内推薦で重視するポイント

- ・これまでの日本ジオパークとしての活動の実績。
- ・世界的な地球科学的価値を有する地域であり、その保全と活用が適切に行われているか。
- ・ユネスコ世界ジオパークとして求められている活動水準にあるか。

5. 審査の方法

- ・申請書とプレゼンテーションに基づき、机上審査を行う。
- ・机上審査を経て、現地審査を行うことになった場合には、原則的に JGC 委員を含む 3 名で構成する現地審査員が現地審査を行う。
- ・プレゼンテーション、申請書の内容から、現地審査員が特に確認したい点がある場合には、その内容について現地審査員から申請地域に伝えられる。申請地域は、現地審査員と協議の上、現地審査の内容、日程を決める。
- ・現地審査では、代表的な地質・地形サイトや拠点施設（候補地）の観察、関係者からのヒアリングなどを中心とする。現地審査員の中の 1 名が主に現地との調整と記録を担当する。
- ・現地審査報告書に基づき、日本ジオパーク委員会にて認定の可否を決定する。日本ジオパーク委員会の議論を踏まえた審査結果報告書は、各地域に提示される。

6. 現地審査

- ・現地審査員は、2016 年 12 月の現地審査員研修会でまとめられた「日本版自己評価表」に基づいて、各項目をチェックする。
- ・ジオパークの審査では、現地関係者と現地審査員とが、共に相手の立場や活動を尊重し敬意を払い、すすめること。
- ・現地審査員は、各地の活動において優れた点や新たな視点について積極的に評価するとともに、懸念される点については現地審査中に明らかしておくこと。特に事務局に確認すべき点は多いので、現地審査員と、協議会長ならびに事務局との面談時間を十分に確保すること。